別紙１

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示及び措置命令の基準

第１　指示

１　指示の基準

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号。以下「法」という。）若しくはその他の法令又は法に基づく条例の規定に違反する行為（法第２８条第１項（法第３１条の１３第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反する行為を除く。）が行われた場合は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、法第２５条、第２９条、第３１条の４第１項若しくは第３１条の６第２項第１号、第３１条の９第１項若しくは第３１条の１１第２項第１号、第３１条の１４、第３１条の１９第１項若しくは第３１条の２１第２項第１号、第３１条の２４、第３４条第１項又は第３５条の４第１項若しくは第４項第１号の規定に基づき、指示をするものとする。ただし、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は指示を行わないこと。

　なお、法に基づく処分又は法第３条第２項（法第３１条の２３において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件に違反した場合は、営業停止等の対象であり、指示の対象ではないので留意すること。

(2)　指示は、比例原則にのっとって行うこと。

(3)　指示は、営業者に過大な負担を課さないものとすること。

(4)　指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。

(5)　指示は、１回の違反について１回行うものとすること。

２　指示の手続き

(1)　指示を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第２６号）第２０条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとすること。ただし、技術的な基準に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第２項第３号の規定により弁明の機会の付与を要しない。

(2)　指示は　、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和６０年国家公安委員会規則第１号。以下「施行規則」という。）第１１２条第１項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

３　指示の内容

(1)　違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小

限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。

(2)　将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。

(3)　状況に応じ、（１）及び（２）の指示を併せて行い、善良の風俗の保持等を図るものとする。

４　指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止等の処分を行うこと。

第２　措置命令の基準

１　措置命令の基準

(1)　法第３１条の８第３項又は第４項の規定に違反する行為が行われた場合は、法第３１条の１０又は第３１条の１１第２項第２号の規定に基づく命令（以下「措置命令」という。）をするものとする。

(2)　措置命令は、比例原則にのっとって行うこと。

(3)　措置命令は、営業者にとって過大な負担を課さないものとすること。

(4)　措置命令の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。

(5)　措置命令は、１回の違反について１回行うものとすること。

２　措置命令の手続き

(1)　措置命令を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第２０条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとすること。

(2)　措置命令は施行規則第１１２条第１項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

３　措置命令の内容

第１の３に準じて行うこと。

４　措置命令を行った後の措置

措置命令を行った後は、措置命令に違反していないかどうかを確認すること。

附　則

この基準は、令和５年７月１３日から施行する。